

学校事務職員が知っておきたい定数改善の方法

< 義務標準法・2001年改正～2011年改正の変化を受けて >

橋口幽美（元 宮崎市立田野小学校）

ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会

* 都道府県については、単に「県」と表示しました。
市町村については、単に「市」と表示しました。

A 定数改善についての基本テーマ

1 定数改善の目的

子どもの受ける教育条件水準の向上

教職員の行なう教育条件水準の向上

子どもも教職員も人間らしく成長・発達できる教育条件水準の向上

2 定数改善の方法

一斉授業を受ける児童生徒数の単位にかかわって・・・学級編制基準の改善

教職員の職種別の学校ごとの配置基準にもかかわって・・・ ”

国の教職員定数の標準数にかかわって・・・標準法第7条1項1号の係数改善

” 第11条 ”

その他の係数の改善

教員の学校ごとの配置基準にかかわって・・・各県の教員配当基準の改善

配当された教員の校務分掌にかかわって・・・教務主任等の位置づけの再検討

特例的な配当にかかわって・・・公平な基準の設定は可能か？

（県の加配・市の加配）

新しい職（副校長・主幹教諭・指導教諭）の定数上の取扱（to be or not to be）

B 定数改善の前提となる教育条件法制の変化による問題

1 2001年義務標準法改正以前からある問題

職種によって、学校種によって、県によって、
定数が満たされていない実態がある。

教員配当基準と標準法の係数とのギャップから浮き数が生じる。
(オーバーするケースもあるが、これは問題ではない。)

国庫負担による「加配定数」の根拠が不明瞭であり、県ごとの格差が大きい。

基礎的な定数が満たされていない場合、加配定数は割り引かれることになる。

2 2001年義務標準法改正後に発生した問題

非常勤講師の多用

正規教職員の数校兼務

臨時講師(常勤講師)の増加

能力別グループ学習による生徒指導上の問題の発生
(教育費削減の手法として採用された指導方法ではないのか?)

学級編制標準をそのままにして、国庫加配定数のみを増加したことによる弊害
(非正規教員の増加・県ごとの格差の拡大)

3 2004年総額裁量制への変更後に発生した問題

平均給与額を引き下げることによって、定数増が可能となった。
臨時的任用を増やすことで、表向きは定数改善と映るが、
必ずしも教育条件水準の向上とは言えない状況が生まれる。(ごまかし)

給与と諸手当の枠を取り払うことにより、
評価と手当を連動させる制度が可能になった。

職種枠が取り払われることにより、
定数を満たしていない職種の状況が改善されにくくなった。

学校種枠が取り払われることにより、
定数を満たしていない学校種の状況が改善されにくくなった。

4 2006年国庫負担法改正とそれにより発生した問題

実額によって負担額が決定される国庫負担金の負担率が $1/2$ $1/3$ に縮減

地方交付税の積算に使用される単位費用は、
それを埋め合わせるほどには上昇していない。

同時期に行なわれた税制改革によって、国税の所得税が低められ、住民税の比重
が高められたが、人口の少ない県、平均所得額の低い県では、地方税収入の伸び

は、国庫補助金の減を上回らなかった。

結果として、予算不足が生じる県が大半を占めた。県ごとの格差が広がった。

東京都は地方交付税不交付団体であり、また三位一体改革によって地方税収入が激増した例外的な地方自治体である。愛知県、大阪府も同様の傾向というものの、財政破綻問題を抱えている。

(東京都、愛知県、大阪府の人口は、全国の50%を超えた。)

5 2011年義務標準法改正とそれにより発生が予想される問題

2001年改正(事前協議・同意制)が準備した届出制への変更

学級編制標準は改善されたものの(小1の35人学級制)

県の学級編制基準は、「従うべき基準」から「標準としての基準」へと格下げ

現実の学校における学級編制基準は、市の裁量にゆだねられることとなり、財政力のいかんによって教育条件水準の低下が懸念される。

(もちろん、向上の可能性は存在する。)

県の教育条件整備にかかわる第1義的な責任が弱まるおそれがある。
これまでに獲得されてきた、諸制度は維持されるだろうか？

- ・年度途中での学級数維持、学級数増
- ・卒業年度等での学級数の維持
- ・学級編制基準日を前年度終了式の日とするなどの措置

県教育委員会連合会は、以下の内容の意見書や照会を文科省に提出している。

- ・基本的な任用を県教委が行なう以上、国庫負担の基準日を現行の5月1日から実際の学級編制を行なう日に近づけること。
- ・学級編制を届出制にする以上、市にも応分の負担を求めること。

6 今後数年後に懸念される法改正

教職員給与費の市負担率の導入(国1/3・県1/3・市1/3等)

県費負担主義の廃止(さらなる市町村合併誘導&道州制誘導効果)

C まとめ

小1の35人学級の実施とこれまでの地方裁量小人数学級制との混在及び学級編制基準の標準化が同時進行で引き起こす問題の解明が重要な課題となる。

度重なる法改正によって、徐々に教育条件整備の国の責任が切り崩されてきた。今回の改正によって県の責任も切り崩されたと見ることができる。少なくとも今後の議論がその方向で行なわれる状況である（国会の審議記録より）。

この間の制度の見直しが、一面では国民からの「30人学級」要求に応える形で行なわれたことは、制度変更の本質を覆い隠すこととなった。学級編制基準の改善が教職員配置基準の改善に結びつかなければ、それは結果として教職員への労働強化となる。また教職員給与の削減は非正規化を拡大し、教育労働の不安定化をもたらした。

今のような状況下での、「定数改善」運動は、総額裁量制のトリックや、国庫負担制度の後退を想定しつつ行なわなければ、教育条件水準の向上に結びつかないという複雑さをもっている。

切り崩された制度を再構築する事は容易ではないが、知る・調べる・知らせる活動を軸にして、教育条件の改善を根気強く求めていくことが重要である。

以下、今後の定数改善を含め、教育条件水準の維持向上のための運動課題について述べる。

- 1、地方裁量30人学級運動の成果と問題点を県ごとに分析すること。（現状の確認）
- 2、国の制度としての30人学級へ動き出したことを、さらに確実にする。
- 3、テーマを「学級編制基準」だけに留めることなく、
「教職員配置基準」と「学級編制基準日」にも目を向けた運動として取り組む。
- 4、地方裁量を口実として増やされている非正規教職員を、正規化していく運動を強める。
 - ・基礎的な定数を改善する。（加配に頼らず安定した定数とする）
 - ・「小人数授業」の可否について論議を起こす必要がある。（非常勤化の要因でもある）
 - ・総額裁量制が教育条件の低下を前提とした制度であることを実態として確認する。
（安易な定数増を求めない・・・実際には困難で、運動が分断される可能性もある）
- 5、以上の問題を基本的に解決するには、国の制度の改善を求める運動に力点を置くこと。
 - ・学級定数の改善
 - ・教職員定数を計算する際の「係数」の改善
 - ・総額裁量制ではなく、実額定員制への復活、実額実員制への復活を求める。

6、地方財政には格差が大きい状況を確認し、国庫負担率の1 / 2 への回復を求める。
全国的な視野を持ち、地域間格差を許さない運動を。

(地方の努力による上乘せは、「もとより差し支えない」のである。)

7、自治体への運動の課題を整理し、自治体独自の課題を解決する運動をすすめる。

(1) 学級編制基準日の改善

・新年度のスムーズな学級編制を行なうために、年度末の終了式の日とする。

・最終学年での学級減のケースでは、学級減を行なわない。・・・等

(2) 学級数に応じた「教職員配置(当)基準」を少なくとも標準法の規定以上に改善

(3) その際、特別支援学級も標準法の規定どおり学級数に算入する。

(4) 非正規の教職員が、各学校で一定の比率を超えないように求め、
正規採用を増やすよう求める。(育休・産休・病休の実態を加味する事)

8、市町村格差を埋めるための制度としての、県費負担制度を守るよう求める。

・採用試験、任用、人事異動、などの明朗化、地域間格差の解消に役立っている制度

9、教育交付金構想の問題点の把握・・・国庫負担金の返還問題とかかわって

・「定員実額制」のもとでも起っていた問題

・「総額裁量制による実額制」のもとで起っている問題

・問題は返還だけではなく、精算においても同様に起っている。

・地方の超過負担問題には目をふさぎ、地方交付税の流用のみを問題化する手法

・現行制度を全面否定し、新制度として「交付金化」を求めるが、その効果は？

*** 当日配布資料(予定)**

(1) 学校事務職員の定数と実数比較

(2) 職種別の定数超過と不足の実態

(3) 学校事務職員の臨時比率

調べる会の発行した参考資料等

「30人学級実現のために - 学級編制のしくみを考える」橋口幽美著 2001年自治体研究社

「本当の30人学級を考える - 知っておきたい先生の配置のしくみ」〃 2003年 〃

「本当の30人学級は実現したのか? - 広がる格差と増え続ける臨時教職員 - 」
山崎洋介・ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会 = 編著 2010年自治体研究社

調べる会パンフレットNO. 11 ~ 12

「地方裁量『小人数学級制』における義務標準法の解釈・運用の問題点と改善の方向性について・・・2009日本教育法学会自由研究発表」(本論と資料編)山崎洋介著

調べる会パンフレットNO. 13 ~ 14

「標準法2001年4月改正以降の非正規任用教員の増加とその要因 - 特に標準法第17条の違法性と国庫負担制度の後退について・・・2009日本教育法学会自由研究発表」
(本論と資料編)橋口幽美著

調べる会パンフレットNO. 15

「地方裁量『小人数学級制』の現状と問題点・・・2010日本教育法学会自由研究発表」
(義務教育費国庫負担制度における総額裁量制の運用実態)山崎洋介著

調べる会パンフレットNO. 16

「2001年義務標準法改正と2006年国庫負担率縮減との関係・・・ 同上」
(国庫負担が減少しても地方交付税がおぎなっているって本当?)橋口幽美著

調べる会パンフレットNO. 17

「義務標準法改正の問題点・・・2011日本教育法学会自由研究発表資料提出」山崎洋介著

調べる会パンフレットNO. 18

「義務標準法の役割と2001年改正以降の教員配置の実態 - 学校事務職員の疑問を契機とする調査が明らかにしたもの・・・2011日本教育法学会第2分科会報告より」橋口幽美著

調べる会パンフレットNO. 19

「臨時教職員はなぜ増やされているのか - 本当の30人学級実現こそ臨時教職員問題解決の道・・・2010教育のつどい第21分科会報告」山崎洋介著